

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第3章 係争手続きの概要

3-1. 案件ごとの救済措置

救済措置	特徴	救済措置の効果	措置を取る場合	救済措置の使用の頻度
1.仮命令	違反についての確かな根拠があり、被害は金銭に制限されない。		仮命令は係争手続きの申し立てよりも前に要求することができる。	
2.アントンピラー命令 (Anton pillar order)	原告が被告の家屋に立ち入り捜査することについて、裁判所からの許可命令。	原告は、被告の家屋に立ち入り捜査を行うことができる。もし被告が命令に従わなかった場合、裁判所への侮辱罪として実刑判決を科せられる。	証拠が失われるか、もしくは破壊される可能性のある、緊急事態の場合に限る。	稀に使用される。
3.民事的措置 (賠償請求及び差止め命令)				
4.刑事的措置	禁錮刑及び/もしくは罰金刑。侵害行為を防ぐための侵害品の押収、破壊、及び侵害行為に使用された関連物や器材の破壊をも含む。			IP 保護のための刑事的処罰は厳重になっており、刑事係争手続きが取られる例が増加している。

以下、上記表の項目ごとに説明する。

3-2. 仮命令

タイでは TRIPs 条項の第 50 条 (1) (a) に基づき、タイ国商標法(1991 年改訂)の第 116 条、タイ国特許法(1992 年改訂)の第 77 条の 2、タイ国著作権法(1995 年)の第 65 条が下記の通り規定されている。

〔商標法〕

第 116 条、第 108 条、第 109 条若しくは第 110 条のいずれかに基づく行為を行っている、若しくは行為をしようとしている者がいる、という明白な証拠がある場合、その商標、サービスマーク、証明商標若しくは団体商標の権利者は、前述の者の行為を阻止若しくは差し止める命令をするよう、裁判所に請求することが出来る。

〔特許法〕

第 77 条の 2、36 条、63 条、又は 36 条を準用する 65 条の 10 において特許権者又は小特許権者の権利侵害が生じる可能性が高いという証拠があった場合、特許権者又は小特許権者は当該者に対して行為を中止するよう中止命令を裁判所に求めることができる。中止命令の発令は 77 条の 3 の特許権者又は小特許権者の損害賠償請求権を損なうものではない。

〔著作権法〕

第65条 著作権又は実演家の権利の侵害が行われたか、侵害が行われようとしている明確な証拠があるとき、著作権者又は実演家の権利を有する者は、裁判所に対して侵害行為を差し止めるよう請求することができる。

第1項に基づく裁判所の命令により、著作権者又は実演家の権利を有する者が第64条に基づき損害賠償を請求する権利を妨げるものではない。

仮命令は、係争手続きの前に請求することができ、仮命令の申請は **IP IT Court** 宛に行う。仮命令の申請は、もし以下の条件を裁判所が認めた場合には受理される。

- a. その仮命令の申請を裁判所が認める適当な理由がある場合。かつ
- b. その損害の性質が金銭、もしくはその他の形態の補償金に限られないこと。あるいは容疑者とその損害について出願人に補償することができない、あるいは後日容疑者に対して判決を下すことが困難な場合。

裁判所は、両者に起こるである損害のバランスについて検討する。その間に、裁判所は申請人に対し、裁判所が適当と判断する量の損害にかかる担保を準備するよう命じることが出来る。

3-3. アントンピラー命令 (Anton Pillar Order)

Anton Pillar Order とは、被告人が原告の案件に関するであろうあらゆる証拠を破壊することを防ぐため、正規の所有者が被告人の家屋からその証拠を確保し、容疑者が証拠を所有することを防ぐ方法のことを言う。正規の所有者は、**IP IT Court** に請願書を提出し、緊急の場合に証拠を差し押さえるよう、**Anton Pillar Order** を求めることができる。この命令は、捜査令状ではないが、裁判所による命令であり、原告が被告の家屋に立ち入り捜査を行うことを許可するものである。

申請者は、他者やその関係者が事前に気がついた時点でその証拠を破損、損失、破壊する可能性のある場合、またその他の理由により、後の段階で引証することが困難な緊急事態であるという事実を提示しなければならない。

もし **IP IT Court** が、差押令状を許可した場合、**IP IT Court** は、適当だと判断した期間及び条件のもとで、起こりうる損害の担保を提供するよう命じることが出来る。

差押令状が発行され、裁判所から差押命令が出されたとき、担当官は、正規の所有者またはその代理人と一緒に、目的の家屋への捜査をすることができる。

この命令は、証拠が処分若しくは破壊される可能性の高いケースの場合に出されるので、このような命令が出されるのは実際には稀である。

3-4. 民事的措置

タイでは、実際の損害の回復を図るための一般的な条項を定めている。原告は、その損害額を立証する責任 (**Burden of Proof**) がある。タイでは、法令の損害制度を採用しており、原告は実際の損害額を得ることができるが、現在のタイの法律下では、利益勘定した金額を請求するのは難しい。著作権法(第76条)によれば、裁判所の判決例に準じて科された罰金の二分の一は、著作権者もしくは実演家の権利者に対して支払われなければならない。しかし、その支払いは、著作権者もしくは実演家権者らが、著作権者もしくは実演家権者が受け取った上記の罰金額を超えた金額の損害賠償を求める権利を妨げるものではない。

3-5. 刑事的措置

TRIPS 協定によると、刑事的措置は、商業目的の不正商標事案及び著作権侵害事案に適用されている。

刑事的措置としては、禁錮刑及び/もしくは罰金刑であり、侵害行為を防ぐための侵害品の押収、破壊、及び侵害行為に使用された関連物や器材の破壊をも含む。

タイは知的財産保護のため、著作権法、商標法、特許法において刑事的制裁措置を取っている。

知的財産権の侵害を防ぐための刑事的措置：

刑事的措置は、知的財産権の侵害を妨げる上で非常に役に立ち、侵害行為を減らす意味で権利者にとっても有益である。それに加え、知的財産権の保護のために、政府手段として刑事的措置を行うことにより、海外からの投資及び国際間の貿易も促進することになる。

民事係争手続きは、長期間に渡り、比較的時間がかかる。従って、多くの知的財産権者らは、むしろ刑事的措置のほうを選択する。もし、違反側が膨大な資産を持っていた場合には、民事手続きのほうが将来的な違反行為を排除する最善の方法といえる。しかしながら、もし違反者が支払不能の場合、稀なケースではあるが、法的な救済として知的財産権者が取っている一番効果的な方法は刑事的措置である。